

田原市低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、田原市が発注する建設工事（以下「工事」という。）並びに測量、調査、設計及び補償の工事関係委託業務（以下「建設コンサルタント等業務」という。）の契約の締結に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（同令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（以下「最低価格入札者」という。）の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かを判断する調査（以下「低入札価格調査」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(低入札価格調査の対象)

第2条 低入札価格調査は、予定価格が1億5,000万円以上の工事及び予定価格が100万円を超える建設コンサルタント等業務のうち、契約担当者が指定する競争入札を対象に実施するものとする。

(調査基準価格の額等)

第3条 低入札価格調査を行う基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、工事については別表第1に掲げる工事の種類に応じ、予定価格の算出の基礎となった同表①から⑤までに掲げる額の合計額（その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した合計額が次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額に100分の110を乗じて得た額を調査基準価格とする。

- (1) 予定価格に110分の100を乗じて得た額（以下「税抜予定価格」という。）に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合 税抜予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- (2) 税抜予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合 税抜予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）

3 前2項の規定にかかわらず、建設コンサルタント等業務及び特別なものについては、税抜予定価格に10分の9.2から10分の7.5までの範囲内で予定価格の決裁権者が定める割合を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額を調査基準価格とすることができる。

4 調査基準価格を設定したときは、当該調査基準価格を予定価格調書に記載しなければならない。

(失格判断基準の設定)

第3条の2 工事の入札において、前条の調査基準価格を下回り、かつ、別表第2に掲げる工事の種類に応じ、同表失格判断基準のいずれかに該当する場合は、その入札を失格とする。

(入札参加者への周知)

第4条 この要領を適用するときは、入札者に対して適宜の方法により周知するものとする。

(落札決定の保留)

第5条 調査基準価格を下回る入札が行われたときは、入札参加者に対して落札候補者の決定を通知し、落札決定を保留する。

(低入札価格調査の実施)

第6条 契約検査課長は、落札候補者に対して当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて具体的に判断するため、低入札価格調査の実施を通知し、次の調査事項の内容を記載した資料を開札日から3日以内に提出を求め、資料の提出後、直ちに調査を行い、低入札に係る調査報告書（別記様式）を作成するものとする。なお、提出期限までに提出がない場合及び調査に対応できない場合は、失格とする。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 内訳書の検討
- (3) 現在受注している公共工事（業務）の状況
- (4) 手持ち資材及び手持ち機械（機器）数の状況
- (5) 資材の購入先
- (6) 技術者及び労働者の保有と具体的配置計画
- (7) 2年前までに施工（受注）した公共工事（業務）名及び発注者
- (8) その他必要な事項

(調査結果の報告)

第7条 契約検査課長は、前条の規定による調査を実施した場合、田原市入札審査会（以下「審査会」という。）で審査を行ったものについては、調査内容について直ちに審査会の会長に報告しなければならない。

2 契約検査課長は、審査会で審査を行っていないものについては、調査内容に基づいて取扱いを決定し、審査会に報告するものとする。

(審査及び落札者の決定)

第8条 審査会の会長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかに審査会を招集し低入札価格調査の内容を審査の上、次に定めるところにより取扱いを決定する。

- (1) 審査の結果、最低価格入札者の申込みに係る価格により、契約の内容に適合した履行がされると認められた場合には、その入札者を落札者と決定すること。
- (2) 審査の結果、最低価格入札者の申込みに係る価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないと認められた場合には、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る場合には、次順位者に対して第6条から前条までに規定する手続を行うこと。

(落札結果の通知)

第9条 前条の規定により落札者が決定された場合において、最低価格入札者を落札者としたときは、最低価格入札者にその旨を通知し、その他の入札者にもその結果を通知するものとする。また、次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者としない旨を次順位者に対して落札者となった旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては、次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

(調査結果の公表)

第10条 調査結果については、調査基準価格を除き、低入札に係る調査報告書（別記様式）により公表するものとする。

(監督等)

第11条 調査基準価格を下回る価格で入札を行った者が落札者となった場合には、次の措置を講ずるものとする。

(1) 施工（業務）計画書等の提出に際し、必要に応じその内容について事情聴取を行うこと。

(2) 施工（業務実施）に当たっては、監督、検査業務を強化すること。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

工事の種類	①	②	③	④	⑤
1 機械設備工事、電気通信工事、下水道用機械・電気設備工事の積算基準に基づき積算する工事(次項に掲げる工事を除く。)	機器単体費の額に10分の9.2を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
2 公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事(次項に掲げる工事を除く。)	直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額	
3 公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事のうち、昇降機設備工事その他製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事	直接工事費の額に10分の8を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の2を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額	
4 前3項に掲げる工事以外の工事	直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額	

別表第2（第3条の2関係）

工事の種類	失格判断基準
1 機械設備工事、電気通信工事、下水道用機械・電気設備工事の積算基準に基づき積算する工事（次項に掲げる工事を除く。）	(1) 入札金額の積算内訳である機器単体費の額と直接工事費の額の合計額が、予定価格算出の根拠となった機器単体費の額に10分の8.1を乗じて得た額と直接工事費の額に10分の9.0を乗じて得た額の合計額（その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）未満である場合 (2) 入札金額の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算出の根拠となった共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）未満である場合 (3) 入札金額の積算内訳である現場管理費の額が、予定価格算出の根拠となった現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）未満である場合 (4) 入札金額の積算内訳である一般管理費の額が、予定価格算出の根拠となった一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）未満である場合
2 公共建築工事費 積算基準に基づき 積算する工事（次項に掲げる工事を除く。）	(1) 入札金額の積算内訳である直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額が、予定価格算出の根拠となった直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）未満である場合 (2) 入札金額の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算出の根拠となった共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）未満である場合 (3) 入札価格の積算内訳である直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の合計額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の合計額に10分の8を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）未満である場合 (4) 入札金額の積算内訳である一般管理費の額が、予定価格算出の根拠となった一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）未満である場合
3 公共建築工事費 積算基準に基づき 積算する工事等の	(1) 入札金額の積算内訳である直接工事費の額に10分の8を乗じて得た額が、予定価格算出の根拠となった直接工事費の額に10分の8を乗じて得た額に10分の9を乗じて得た額

うち、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事	<p>(その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) 未満である場合</p> <p>(2) 入札金額の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算出の根拠となった共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額 (その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) 未満である場合</p> <p>(3) 入札価格の積算内訳である直接工事費の額に10分の2を乗じて得た額と現場管理費の合計額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費の額に10分の2を乗じて得た額と現場管理費の合計額に10分の8を乗じて得た額 (その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) 未満である場合</p> <p>(4) 入札金額の積算内訳である一般管理費の額が、予定価格算出の根拠となった一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額 (その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) 未満である場合</p>
4 前3項に掲げる工事以外の工事	<p>(1) 入札金額の積算内訳である直接工事費の額が、予定価格算出の根拠となった直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額 (その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) 未満である場合</p> <p>(2) 入札金額の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算出の根拠となった共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額 (その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) 未満である場合</p> <p>(3) 入札価格の積算内訳である現場管理費の額が、予定価格算定の基礎となった現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額 (その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) 未満である場合</p> <p>(4) 入札金額の積算内訳である一般管理費の額が、予定価格算出の根拠となった一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額 (その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) 未満である場合</p>

別記様式（第6条関係）

低入札に係る調査報告書

開札日
調査日

工事（委託業務）名			
工事（委託業務）場所			
業者名			
業者所在地			
予定価格	円（税抜き）		
調査基準価格	円（税抜き）	対予定価格率	%
入札価格	円（税抜き）	対予定価格率	%
工事（委託業務）概要			
工期			

調査項目	内容（所見）
1 当該価格で入札した理由	
2 内訳書の検討 ・資材単価 ・労務単価 ・使用機械（機材）	
3 現在受注している公共工事（業務）の状況	
4 手持ち資材及び手持ち機械（機器）数の状況	
5 資材の購入先	
6 技術者及び労働者の保有と具体的配置計画	
7 2年前までに施工（受注）した公共工事（業務）名及び発注者	
8 その他必要事項	
判定結果	

別記様式（第6条関係）別表

工事（委託業務）費積算内訳書